

昭和三十九年労働省令第十八号

激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例に関する省令

激甚災害に對するのための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二十五條第二項及び第四項の規定に基づき、並びに同条を実施するため、失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）第十三條の三及び第四十九條第二項の規定に基づき、並びに失業保険法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第六十二号）附則第十三條第一項の規定に基づき、及び同項を実施するため、激甚災害時における失業保険金の支給の特例に関する省令を次のように定める。

（管轄）

第一条 激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二十五條第二項の認定（以下「休業の認定」という。）は、激甚災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止した事業所（以下「休業止事業所」という。）の所在地を管轄する公共職業安定所の長が行なう。

2 休業の認定を受けた者（以下「休業者」という。）が法第二十五條第一項の状態にあることの認定（以下「失業の認定」という。）及びこれに係る基本手当（以下「手当」という。）の支給は、休業者の住所若しくは居所を管轄する公共職業安定所の長又は休業止事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長であつて、第四條第一項又は第九條第一項の規定により雇用保険被保険者休業票の提出を受けたものが行う。

3 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第十条の三第一項の規定による手当の支給を請求する者について行ふ死亡した休業者に係る失業の認定及びこれに係る手当の支給は、休業者の死亡の當時の住所若しくは居所を管轄する公共職業安定所の長又は休業止事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長であつて、第十一條第一項の規定により雇用保険被保険者休業票の提出を受けたものが行う。

（休業の認定の手続）

第二条 休業の認定の申請は、当該激甚災害について法第二條第二項の規定による指定（法第二十五條に規定する措置に係るものに限る。）があつた日（以下「指定日」という。）（休業の最初の日）が当該指定日の翌日以後の日であるときは、その休業の最初の日）から三十日以内に、雇用保険被保険者休業証明書（様式第一号）（以下「休業証明書」という。）に貸金台帳その他の休業の日前の賃金の額を証明することができ書類を添えて休業止事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出してしなければならない。

2 前項の申請は、事業主を通じて行なうことができる。

3 事業主は、その雇用している被保険者が当該事業所が激甚災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより休業するに至つた場合において、その者が休業の認定の申請をするため休業証明書の交付を求めたときは、これをその者に交付しなければならない。

4 第一項の申請は、事業主の所在が明らかでないことその他やむを得ない理由があるときは、休業証明書を提出しないことができる。

第三条 公共職業安定所長は、休業の認定をしたときは、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号。以下「規則」という。）第十七條の離職票（以下「離職票」という。）に替えて雇用保険被保険者休業票（様式第二号）（以下「休業票」という。）を当該休業の認定に係る者に交付するとともに、その旨を当該事業主に通知しなければならない。

2 公共職業安定所長は、法第二十五條第一項の休業の事実がないと認めたときは、その旨を、当該休業の認定の申請をした者及び当該事業主に通知しなければならない。

（支給資格決定の手続）

第四条 休業者は、手当の支給を受けようとするときは、住所若しくは居所を管轄する公共職業安定所又は休業止事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に出頭し、休業票を提出しなければならない。この場合において、休業者は個人番号カードを提示して休業票の提出を行うことができる。

2 前項の規定により休業票を提出する際に、当該休業者が法第二十五條第一項ただし書の政令で定める日（以下「指定期日」という。）までの間に従前の事業主との雇用関係が終了している者であるときは、その旨をあわせて届け出なければならない。

第五条 前條第一項の規定により休業票の提出を受けた公共職業安定所（以下「管轄公共職業安定所」という。）の長は、その休業票を提出した者が雇用保険法第十三條第一項（同條第二項において読み替へて適用する場合を含む。）の規定に該当すると認めたときは、その者が次條第四項の規定により同條第一項の認定を受けるべき日（以下「失業の認定日」という。）を定め、これをその者に知らせるとともに、受給資格者証（規則第十七條の二第一項第一号に規定する受給資格者証をいう。以下同じ。）（個人番号カードを提示して前條第一項の規定による提出をした者であつて、受給資格通知（規則第十九條第三項に規定する受給資格通知をいう。以下同じ。）の交付を希望するものにあつては、受給資格通知）に必要な事項を記載した上、交付しなければならない。

2 管轄公共職業安定所の長は、前條第一項の規定により休業票を提出した者がその休業票を提出した日以前において法第二十五條第六項の規定により従前の事業主に雇用されたものとみなされ、かつ、その後引き続き当該事業主に被保険者として雇用されている者であるときは、前項の規定にかかわらず、その者については受給資格者証（個人番号カードを提示して前條第一項の規定による提出をした場合にあつては、受給資格通知）を交付しないことができる。

3 前項の規定により受給資格者証（個人番号カードを提示して前條第一項の規定による提出をした場合にあつては、受給資格通知）の交付がなされなかつた休業者は、基本手当又は手当の支給を受けるため必要があるときは、いつでも、管轄公共職業安定所の長に請求して、受給資格者証（個人番号カードを提示して同項の規定による提出をした場合にあつては、受給資格通知）の交付を受けることができる。

（失業の認定）

第六条 休業者は、手当の支給を受けるには、第二項から第五項までに定めるところにより管轄公共職業安定所に出頭し、失業の認定を受けなければならない。

2 失業の認定のうち、休業者が休業票を提出した日以前の期間に係るものについては、その日において一括して行ふものとする。ただし、その者が休業票の交付を受けた日から起算して二十八日以内に管轄公共職業安定所に出頭して休業票を提出しない場合においては、当該期間に係る失業の認定は、行われない。

3 休業者が、やむを得ない理由により休業票の交付を受けた日から起算して二十八日以内に管轄公共職業安定所に出頭して休業票を提出しなかつた場合において、その理由がやんだ日から起算して十四日以内に管轄公共職業安定所に出頭し、休業票を提出したときは、前項ただし書の規定は、適用しない。

4 失業の認定のうち、休業者が休業票を提出した日以後の期間に係るものについては、その日から起算して四週間に一回ずつ行ふものとする。

5 休業者は、前項の規定による失業の認定を受けようとするときは、失業の認定日に管轄公共職業安定所に出頭し、受給資格者証を提出（当該休業者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、個人番号カードを提示）しなければならない。

（待期に関する特例）

第七条 手当は、失業している日が通算して七日に満たない間は、支給しない。

（手当の支給）

第八条 第六條第二項の失業の認定に係る手当は、管轄公共職業安定所において、その失業の認定の日から二十八日以内に、失業の認定を受けなかつた日分を除き一括して支給する。

2 第六條第四項の失業の認定に係る手当は、管轄公共職業安定所において、四週間に一回、その日前の二十八日分（失業の認定を受けなかつた日分を除く。）を支給する。

（離職前の休業に係る失業の認定等）

第九条 事業所が激甚災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより休業し、その後離職した被保険者であつて、その離職の日の翌日以後において休業の認定を受けたものは、当該休業の認定に基づく手当の支給を受けようとするときは、第四條第一項の規定にかかわらずその者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に出頭し、休業票を提出（受給資格者

食一多
の
行
公
不
の
日
本
に
放
行
一
を

（経過措置）

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和二年二月二十五日厚生労働省令第二〇八号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和四年九月一日厚生労働省令第一三〇号）抄

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

様式第1号（第2条関係）（1）（表面）

様式第1号(第2条関係) (1) (表面)

標準
字体

0123456789

雇用保険被保険者休業証明書-1

修正項目番号

修正箇所番号

②被保険者番号

③事業所番号

④被保険者となった年月日
(被保険者区分変更年月日)

⑤休業年月日の前日

⑥喪失原因

⑦休業開始交付希望

⑧休業期間
(3 季節)

⑨休業者の住所又は居所

⑩被害状況の概要

⑪1週間の所定労働時間

上記記載は、事実と相違ないことを証明します。なお、別紙賃金支払状況を添付いたします。

事業主

住所氏名電話番号

公共職業安定所長 殿

社会保険労務士記載欄

作成年月日・提出代行者・兼務代理者の表示

氏名

電話番号

備考

確認通知

様式第1号(第2条関係) (1) (裏面)

注 意

- で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字読取装置(OCR)で直接読取を行うので、この用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には該当番号を記入し、※印の付いた欄又は記入枠には記載しないこと。
- 記入枠の部分は、枠からはみ出さないように大きめのカタカナ及びアラビア数字の標準字体により明りように記載すること。
- 事業主の住所及び氏名欄には、事業主が法人の場合は、主たる事務所の所在地及び法人の名称を記載するとともに、代表者の氏名を付記すること。
- ⑤欄には、休業の事実のあつた年月日の前日を記載すること。なお、年、月又は日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載すること。
- ⑨欄には、休業後の住所又は居所が明らかであるときは、その住所又は居所を記載し、その住所又は居所が明らかでないときは、休業時の住所又は居所を記載すること。
- ⑫欄には、「休業者氏名」欄に印字されている者の⑤欄に記載した年月日現在の1週間の所定労働時間を記載すること。

様式第1号(第2条関係)(2)

雇用保険被保険者休業証明書—2(賃金支払状況)

[illegible]

様式第2号(第3条関係)(1)(表面)

雇用保險被保險者休業票-1

交付番号()

交付年月日

帳票種別

1	0	2	0	0
---	---	---	---	---

※修正項目番号

100

※①安定所番号

--	--	--	--	--

②被保険者番号

③被保険者となった年月日

④休業年月日の前日

--	--

⑤被保険者種類・区分 ⑥再交付表示

□ (1又は9 一般) □ (1再) —
4又は5 高年齢 交付

休業者氏名

性別

☐ $\begin{pmatrix} 1 & \text{男} \\ 2 & \text{女} \end{pmatrix}$

生年月日(元号一年月日)

2 大正
3 昭和

2 大正
3 昭和
4 平成
5 令和

喪失原

7

事業所番号

管轄区分

--	--

事業所名略称

産業分類

7

※

⑦受給資格等決定年月日

⑧認定日
(一般)

⑨認定予定月日
(高年齢・特例)

年

月

日

—

月

日

月

日

⑩賃金日額(区分—日額又は総額)

⑪所定給付日数の決定

⑫休業区分

千

百

十

万

円

(1 日額)

—

(1～4)

3

⑬特殊表示区分又は激甚指定期限日

⑭番号複数取得チェック不要

修正欄

チェック・リストが出力されたが、調査の結果、同一人でなかった場合に「1」を記入すること。

基本手当 等級・日額
()等級()円
所定給付日数()日
支給番号()

備考

公共職業安定所長 ㊟

※

所

次

課

係

係

操作者

受給資格者証受領印

様式第2号(1) (裏面)

注 意

1. 基本手当は、受給資格者が労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができないときに支給するものであること。
2. 休業者が、基本手当の支給を受けようとするときは、住所若しくは居所を管轄する公共職業安定所又は休廃止事業所の所在地を管轄する公共職業安定所のいずれかに出頭し、この休業票—1及び休業票—2(別紙)を提出すること。
3. 休業者が、死亡したため2によりこの休業票—1及び休業票—2(別紙)を公共職業安定所に提出できなかった場合において、遺族が基本手当の支給を受けようとするときは、休業者が死亡した際の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は休廃止事業所の所在地を管轄する公共職業安定所のいずれかに出頭しこの休業票—1及び休業票—2(別紙)を提出すること。
4. 基本手当の支給を受けないときでも、後日必要な場合があるから、少なくとも4年間は大切に保管すること。
5. この休業票—1を滅失し、又は損傷したときは、交付を受けた公共職業安定所に申し出ること。

雇用保險被保險者休業型-2(賃金支払状況)

[illegible]

注意

- 基本となる。受給資格者労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職に就くことができないと支給するものであること。
2. 休業者が基本手当の支給を受けることとなる。住所所見は休業管理を公共職業安定所又は、休業事由の所在を管轄する公共職業安定所の所見に代出し、この休業第一、第二及び休業第一(別掲)を通知することとする。
- なお、通知が基本手当の支給を受けることとなるのは、休業者が受給者の住所の所在と管轄する公共職業安定所では休業事由の所在地を管轄する公共職業安定所の所見に代出し、この休業第一及び休業第一(別掲)
3. 基本手当の支給を受けること、後日必要な場合があるから、少なくとも4年間は日本に留まること。
4. この事業への参加し、又は関係した、又は、交際を受けた公共職業安定所に申し出る。